

保税蔵置場の許可期間の更新について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 19 日

大阪税関長 日 置 重 人

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
藤原運輸株式会社 大阪府大阪市西区本田4丁目7番18号	藤原運輸株式会社 南港K-2 大阪府大阪市住之江区南港南7丁目2番	自 令和 8年 6月 1日 至 令和 14年 5月 31日
上田運輸株式会社 石川県小松市工業団地1丁目68番地	上田運輸株式会社 物流センター 石川県小松市日末町ま74番地1、74番地8、74番地10	自 令和 8年 6月 1日 至 令和 14年 5月 31日
新日本海重工業株式会社 富山県富山市西宮町1番1号	新日本海重工業株式会社 本社工場 富山県富山市西宮町1番1号	自 令和 8年 6月 1日 至 令和 14年 5月 31日